



避難の考え方

避難所開設の考え方



- 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。
- 避難先は、小・中学校や市民センターだけではありません。自身と自宅の安全が確保できたら、自宅で生活を続ける「在宅避難」をしましょう。また、安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

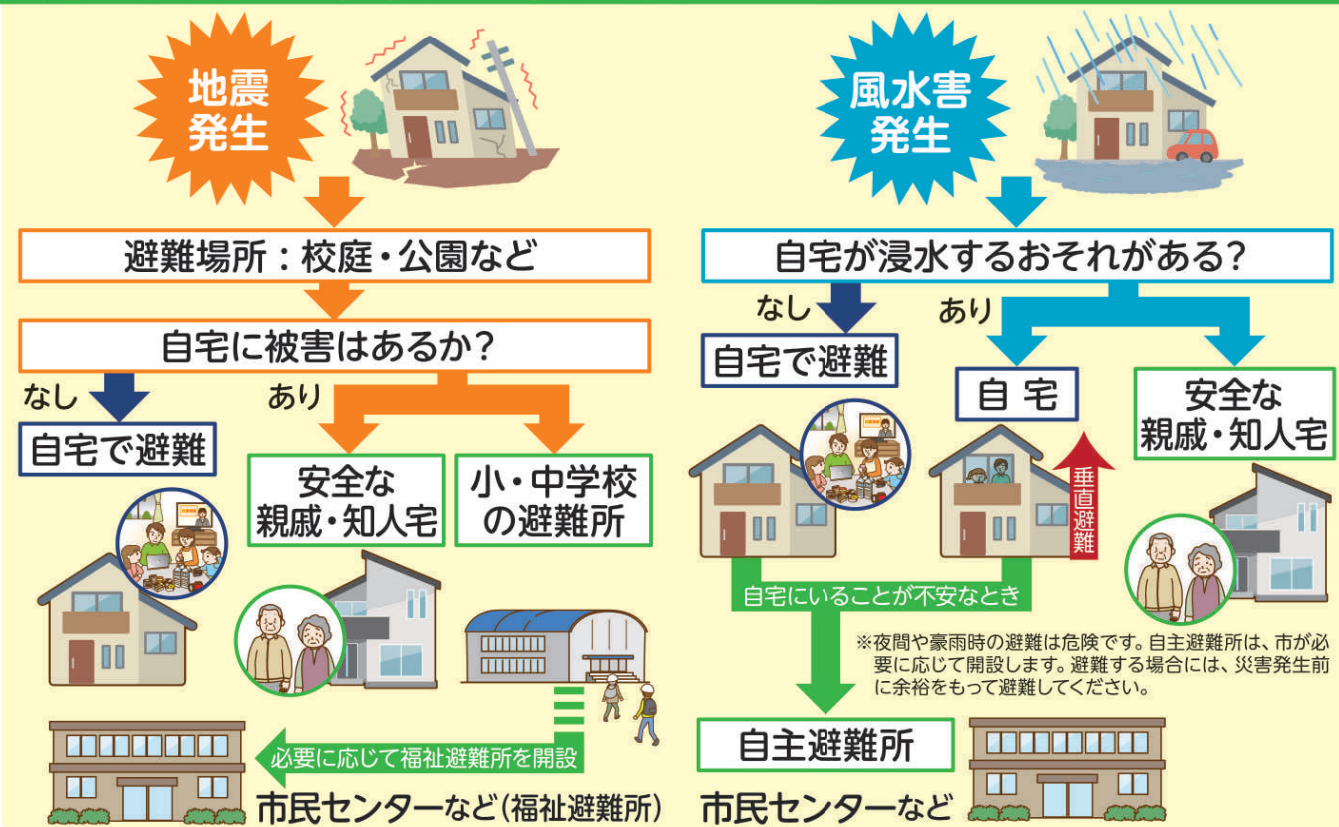
地震災害など

地震災害など大災害時では、市内全体が一斉に被災し、地域住民が一斉に避難することが想定されるため、多くの住民が避難できる「市内小・中学校の体育館」を中心に避難所として開設します。その後、必要に応じて、市民センターなどを福祉避難所として開設します。

風水害など

台風などの風水害時では、市内には山や大きな河川がないため、家屋が流され全壊するような被害は想定されていません。しかし、水路近くや周辺より低い場所で浸水する地域が想定されています。そのため、自宅にいることが不安な方々のために、和室や空調、給湯設備がある「市民センター」を中心に自主的に避難できる自主避難所を必要に応じて準備します。

災害の種類によって避難する場所が異なります。



避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために避難する場所です。まず、避難場所（校庭や公園）に逃げてください。避難所に避難するのは、その後になります。

避難所

災害の危険性があり、避難場所へ避難してきた住民等が災害の危険性がなくなるまでの間滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が滞在するための施設です。

福祉避難所

避難所での共同生活に支障のある人（要配慮者）のために開設される施設です。

自主避難所

自主避難所とは、自宅にすることが不安なときに自主的に避難する際の施設です。台風や大雨などの際に、市が避難所開設の要否を判断し開設します。

一時滞在施設

鉄道などが運行休止となり、自宅に帰れない人が一時的に滞在する施設です。市が一時滞在施設開設の要否を判断し開設します。